

## 除染作業等に係る省令案に係る意見

2011年（平成23年）12月9日

日本弁護士連合会

### 1 適用対象

省令案は労働安全衛生法に基づくものであるが、規制の対象を労働者の作業に限定することなく、労働安全衛生法の適用対象以外の主体の作業を含めるよう、他省庁（例えば、国土交通省や環境省）とも協議すべきである。

具体的には、除染作業には塗装工等が念頭に置かれていると考えられているところ、こうした建設作業従事者には、労働者性には疑問があるが小規模・零細な事業者が相当数いる。また、有償・無償のボランティアによる除染作業も考えられる。

このような人たちに除染作業をさせることによって、作業環境の規制による作業者の生命・健康の保護の目的が潜脱されることのないようにされなければならない。

さらに、上記の人々も含む除染作業に携わる全ての者に対して、作業実施前に、必ず放射線及び放射線防護に関する知識並びに被ばくによるリスクの可能性等について十分な説明を行うことを義務付けるべきである。

### 2 被ばく線量限度

#### (1) 被ばく線量測定の結果の記録

被ばく線量測定の結果の記録について、省令案では30年とされているが、永久保存とすべきである。

また、省令案では「5年間保存した後厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときはこの限りでない。」としているが、そのような例外を設けることなく、国が責任を持って永久保存すべきである。

#### (2) 被ばく線量の測定その他の対策の基準

##### ア 本来被ばく線量による対策の限定をすべきではないこと

省令案は、除染特別地域等のうち、平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える地域での作業について、放射線測定器の装着、内部被ばく線量の測定、作業届の提出、保護具の装着を求めている。

しかし、そもそも放射線の人体影響については科学的に十分解明されているわけではなく、とりわけ低線量放射線の持続的被ばくの危険性については専門家の間でも意見が分かれていて確立した知見は存在しないのであって、

予防原則の観点から、安全な方向での対策が取られなければならない。

放射線は五官の作用で把握するのが困難であるため、測定も困難である。

国際放射線防護委員会（ICRP）においても、確率的影響についてはしきい値がない LNT 仮説が前提とされていることから、いかなる被ばく線量においても、放射線被ばくの可能性がある以上、国が責任を持って防護措置を取らせるべきである。

イ できるだけ下限は低くされるべきであること

仮に何らかの被ばく線量による限定をすとしても、省令案で定められている  $2.5 \mu\text{Sv/h}$ （8時間労働として  $20 \mu\text{Sv/日}$ ，1か月23日労働として  $460 \mu\text{Sv/月}$ ， $5.5 \text{mSv/年}$ ）は高く、電離放射線障害防止規則で放射線管理区域とされる3か月当たり  $1.3 \text{mSv}$  とすべきである。

ウ 測定方法について

空間線量率の測定は、全ての現場で作業中全ての時間において行うことが明記されるべきである。

そもそも空間線量率はどの場所で測定するかにより結果の差が大きい。除染作業に着手することによって放射性物質や放射性物質が付着した粉じんが舞い上がることもあり、作業後の清掃作業等でも相当の被ばくをする可能性もある。

### 3 汚染の防止

#### (1) 洗身について

省令案では、「一定基準以上汚染されている場合」に洗身をするように定めている。

しかし、上記のとおり、低線量被ばくの危険性も否定されないことから、予防原則の観点から、除染作業をした場合には必ず洗身させるべきである。

#### (2) 保護具について

省令案は、除染特別地域での除染作業をする場合に保護具を使用することを求めている。

この点につき、上記のとおり、低線量被ばくの危険性も否定されないことから、全ての作業において保護具を使用すること、しかも、マスクのようなものではなく、全身を防護する放射線防護服を着用することを明記すべきである。

#### (3) 保護具の除染について

省令案では、「保護具が汚染されている場合、一定基準以下まで汚染を除去」することを求めている。

しかし、上記のとおり、低線量被ばくの危険性も否定されないことから、予

防原則の観点から、除染作業をした場合には必ず保護具を除染させるべきである。

#### 4 健康管理

##### (1) 特別健康診断について

省令案では、6か月に1回の特別健康診断の実施を求めている。

しかし、電離放射線障害防止規則では3か月ごとに被ばく線量を定めていることに鑑み、特別健康診断は3か月ごとに行われるべきである。

##### (2) 記録の保存期間について

省令案では、健康診断個人票の保存期間を30年間とされているが、永久保存すべきである。

また、省令案では「5年間保存した後厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときはこの限りでない。」としているが、そのような例外を設けることなく、国が責任を持って永久保存すべきである。

以 上

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（仮称）の制定に係る意見募集について

平成 23 年 12 月 5 日  
厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課

平成 23 年 8 月に成立した「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、平成 24 年 1 月 1 日から、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質に係る除染等作業及び汚染廃棄物の収集等（以下「除染作業等」という。）が実施されることとされています。

この業務に従事する労働者の電離放射線障害を防止するために必要な措置を検討するため、本年 10 月から「除染作業等に従事する労働者放射線障害防止に関する専門家検討会」（労働基準局安全衛生部長参集）を開催し、その報告書が 11 月 28 日に取りまとめられました。

この報告書に基づき、除染作業等の作業形態に応じて適切に労働者の電離放射線による健康障害を防止するための措置を講じるための省令を制定することとします。

つきましては、別添の改正概要に関して下記のとおり御意見を募集いたしますので、御意見がある場合には、下記により御提出ください。

## 記

### 1 意見公募期間

平成 23 年 12 月 5 日（月）から平成 23 年 12 月 12 日（月）12 時まで（必着）

### 2 資料の入手方法

厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口 [e-gov]（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

### 3 御意見の提出方法

御意見をまとめ、件名を「除染作業等に係る省令案に係る意見」として電子メール、郵送又は F A X にて御提出ください。電話による御意見は受け付けておりません。

- 電子メールの場合（テキスト形式をお願いします。）  
メールアドレス： josensoku@mhlw.go.jp
- 郵送の場合  
住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課あて
- FAXの場合  
FAX番号：03-3502-1598  
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課あて

#### 4 御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名、住所、連絡先及び所属を、法人の場合は法人名、所在地及び連絡先を、それぞれ記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。また、提出していただいた御意見については、氏名、住所及び連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねます。

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を  
除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（仮称）案概要

1 制定の目的等

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された放射性物質による環境の汚染が生じており、これが人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題とされている。

このため、本年 8 月に平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「特措法」という。）が可決・成立し、平成 24 年 1 月 1 日に全面施行されることとされている。

(1) 特措法においては、

①放射性物質により汚染された廃棄物の処理

②放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置

に関する基準等が定められているものの、これらの作業に従事する労働者の電離放射線による健康障害を防止するための措置は講じられていない。

(2) また、現行の電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）については、医療施設や原子力発電所等一定の場所に放射線源が存在している場合であって、労働者が主に屋内で作業を行うことを前提とした措置が講じられており、放射線源が点在している上に、労働者が屋外で作業を行うことが前提となっている特措法に基づく除染等の措置や廃棄物の収集等の作業形態に応じた措置は講じられていない。

(3) 他方、平成 23 年 11 月 11 日に閣議決定された特措法に基づく基本方針において、「環境汚染への対処の実施に当たっては、作業を行う者の安全が確保されることが大前提である。このため事業者は、環境汚染への対処に従事する者の放射線防護等労働安全衛生に細心の注意を払い、当該従事者が受ける線量の管理、当該従事者が知識を得る機会の提供等を行う」ものとされている。

このような状況を踏まえ、除染作業や廃棄物の収集等の作業形態に応じ、適切に労働者の電離放射線による健康障害を防止するための措置を規定する省令（以下「除染則」という。）を現行の電離則とは別に制定することとするものである。

2 省令案の概要

除染特別地域等（概ね 1 mSv/年以上の地域）で土壌等の除染等の業務又は廃棄物収集等業務（以下「除染等業務」という。）を行う事業者に以下の義務を課す等の規定を定める。

(1) 基本原則及び定義（第 1 章）

ア 労働者が受ける電離放射線をできるだけ少なくするよう努めなければならない。

イ 「土壌等の除染等の業務」とは、放射性物質汚染対処特措法の除染特別地域等（除染特別地域（警戒区域及び計画的避難区域）及び汚染状況重点調査地域

における事故由来放射性物質により汚染された土壌等（以下「汚染土壌等」という。）の除去、汚染の拡散の防止その他の措置をいう。

ウ 「廃棄物収集等業務」とは、イにより1万 Bq/kg 超に汚染された除去土壌又は汚染廃棄物の収集、運搬又は保管に係る業務をいう。

エ 「除染等業務」とは、イ又はウの業務をいう。

(2) 被ばく線量の限度及び測定（第2章）

ア 労働者の受ける線量が5年間で100mSvを、かつ、1年間で50mSvを超えないようにしなければならない。ただし、妊娠可能な女性労働者は、3か月間で5mSvを超えないようにしなければならない。

イ 除染特別地域等で除染等業務により労働者が受ける被ばくによる線量を測定し、記録・保存（30年間保存。5年間保存した後厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときはこの限りでない。）するとともに、労働者に当該線量を知らせなければならない。

ウ イの外部被ばくの線量の測定については、男性労働者又は妊娠する可能性のない女性労働者は胸部で、妊娠可能な女性労働者は腹部で行わなければならない。

また、平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える除染特別地域等で作業する労働者は放射線測定器を装着しなければならない。

ただし、平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ 以下の除染特別地域等における除染等業務による外部被ばくの線量の測定については厚生労働大臣が別途定める方法により行うことができる。

エ 平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える除染特別地域等で作業する労働者のうち、事故由来放射性物質により50万 Bq/kg 超に汚染された汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物（以下「高濃度汚染土壌等」という。）を取り扱う作業で、粉じん濃度が $10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えるものに従事する労働者は、3か月以内に1回の内部被ばくの線量の測定を行わなければならない。

ただし、高濃度汚染土壌等を取り扱う作業であって粉じん濃度が $10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下のもの又は高濃度汚染土壌等以外の汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物を取り扱う作業であって粉じん濃度が $10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えるものに従事する労働者は、厚生労働大臣が定める方法により内部被ばくの検査を行うものとする。

(3) 除染等業務の実施に関する措置（第3章）

ア 作業前に作業場の線量等を調査し、記録しなければならない。

イ 作業前に作業方法、線量測定方法、被ばく低減措置等について作業計画を策定し、関係労働者に周知しなければならない。

ウ 作業指揮者を選任し、イの作業計画に基づく指揮等を行なわせなければならない。

エ  $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える作業場については、作業前に所轄労働基準監督署長に作業届を提出しなければならない（元方事業者に限る。）。

オ 被ばく限度の基準を超えた場合などは速やかに医師の診察等を受けさせるとともに、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

(4) 汚染の防止（第4章）

ア 粉じんを抑制するため汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物を湿潤な

状態にする等の措置を講じなければならない。

イ 汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物を保管等をするときは原則一定の基準を満たした容器に入れ、必要な表示等をしなければならない。

ウ 労働者が作業場から退出するときは身体及び装具について汚染状態を検査し、一定基準以上汚染されている場合は洗身等をしなければならない。また、一定基準以上汚染されている物品を持ち出してはならない。

エ 労働者が2の(2)のエの作業を行う際には、保護具を使用させなければならない。

オ 保護具が汚染されている場合、一定基準以下まで汚染を除去しなければ労働者に使用させてはならない。

カ 放射性物質を吸入するおそれのある作業場では飲食・喫煙を禁止しなければならない。

(5) 労働者教育(第5章)

ア 除染等業務に就く労働者に対し、作業方法、機械等の取扱い、電離放射線への影響、関係法令等の業務別の特別教育を実施しなければならない。

(6) 健康管理(第6章)

ア 除染等業務に従事する労働者に対し、雇入れ又は配置換えの際及びその後6か月に1回定期的に被ばく歴の有無等の特別健康診断を実施しなければならない。ただし、定期に行う特別健康診断について医師が不要と認めるときは検査項目を省略できる。

イ 特別健康診断の結果に基づき健康診断個人票を作成し、30年間保存しなければならない。ただし、5年間保存した後、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡す場合はこの限りでない。

ウ 特別健康診断の結果について医師の意見を聴き、健康診断個人票に当該意見を記載しなければならない。

エ 特別健康診断の結果を労働者に対し、遅滞なく、通知するとともに、健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

オ 特別健康診断の結果、放射線障害が生じている、又はそのおそれがある等の者について、当該障害又はおそれ等がなくなるまで、就業する業務の転換等健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

(7) その他(第7章)

ア 原則として、この省令で規定する義務遂行のために必要な放射線測定器を備えなければならない。

イ 事業を廃止しようとするときは、線量測定結果の記録及び健康診断個人票を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡し、当該労働者にその写しを交付しなければならない。

ウ 労働者が離職するときは、当該者の線量測定結果の記録及び健康診断個人票を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡し、当該労働者にその写しを交付しなければならない。

(8) 附則

ア 特別教育を必要とする業務に、除染等業務を追加する。



- イ 電離則の適用対象の業務から除染則に規定する除染等業務を除く。
  - ウ 線量測定結果の記録及び健康診断個人票を引き渡す厚生労働大臣が指定する機関の指定、指定基準等を定める。
  - エ 派遣先の事業者が派遣労働者に対して、特別健康診断を行ったとき等に作成する特別健康診断の結果を記載した書面の様式に、除染則に規定する様式第二号を追加する等の改正を行う。
  - オ 作成又は保存を書面で行わなければならないものについて、電磁的記録により作成又は保存をすることができることとする。
- (9) その他所要の改正を行う。

### 3 スケジュール

公布：平成23年12月22日（予定）

施行：平成24年1月1日